# ISAD(G)に基づいたポルトガルのアーカイブズ記述標準

―記述レベル "secção" と "unidade de instalação" に見られる特徴―

則 竹 理 人

# -【要 旨】-----

アーカイブズ記述の国際標準であるISAD(G)の制定を受けて、ポルトガルではISAD(G)に基づきながらも、従来の慣習を一部路襲した独自の記述標準の制定が行われた。しかし、国際標準と従来の慣習の両者の折り合いをつけた結果、従来の慣習から多少の変化が生じた部分については、実際の記述例において一貫性を欠いた状況が発生する可能性があると考えられる。特に、従来の慣習と国際標準の間での相違点が存在する「記述レベル」に関しては、一貫性の欠如による設定方法のばらつきが際立って見受けられるであろう。

ISAD(G)にはなく、ポルトガル標準に独自に存在する記述レベルとして、ISAD(G)のフォンドとシリーズの間の階層位置に相当するsecção(セクサォン)と、記述レベルのなす階層構造からは独立し、いかなる階層位置にも設定されうるとされるunidade de instalação(ウニダーデ・デ・インスタラサォン)の2つを挙げることができる。本稿では、ポルトガル標準の記述レベルに関する特徴を明らかにするために、この2つの記述レベルに焦点を絞って詳細な検証を試みた。初めに、関係する先行研究や基になった従来の慣習における用語の定義等を参照し、定義やその設定条件の曖昧さの解消に努めることで、一貫性の欠如を解消する糸口を模索し、さらに実例と照合し論理の整合性を確認した。次に、ポルトガル標準に則してなされた記述例の全体像を概観することで、新しい記述標準の浸透度合が不十分であると考えられることを明らかにした。

# 【目次】

- 1. はじめに
- 2. アーカイブズ記述の上での「標準」
- (1) ODA制定以前のポルトガルにおける記述に関わる慣習
- (2) 国際標準 "ISAD(G)" について
- (3) ポルトガル標準 "ODA" について
- (4) まとめ
- 3. ODA適用の上での記述レベルに関する考察
- (1) 先行研究を踏まえた考察
  - ①Subfundo & secção
  - ②Unidade de instalação
- (2) ODAに則した実例を踏まえた考察
- (3) まとめ
- 4. むすび

#### 1. はじめに

国立文書館1)が1378年に始まった王立アーカイブズに由来するものであるという事実からも自明であるように、ポルトガルのアーカイブズ事業は長い歴史を有している。当然ながらアーカイブズ記述の面での発展も目覚ましく、「国際標準:記録史料記述の一般原則」 $^2$ )と訳されるISAD(G) $^3$ )の制定前に刊行されたアーカイブズ用語辞典 $^4$ )によれば、ISAD(G)におけるフォンド $^5$ ) やシリーズ $^6$ ) といった単位を既に(慣習的に)用いていたことが分かり、ポルトガルはアーカイブズ先進国のひとつと考えることができる。

その一方で、既にアーカイブズ記述の慣習的な規則が存在することによって、従来から培われてきた慣習をいかに維持しながら、国際標準に基づいたアーカイブズ記述を普及させていかなければならないのかという、アーカイブズ先進国ならではの問題点が浮上する。特に「記述レベル」においては、従来の慣習と国際標準との間にいくつかの相違点が見られることから、従来の慣習において使用されていた用語についても、その定義を国際標準に対応させるために多少変化を施して新しい国内標準に示している場合があり、実際の記述例において記述レベルの設定方法に揺れが生じている可能性があるかもしれない。

そこで本稿では、ポルトガルにおける国際標準を含めたアーカイブズ記述標準に関する近年の歴史的変遷をまとめた上で、記述標準の中でも「記述レベル」に関する事項に焦点を絞り、従来の慣習と国際標準との相違点が具体的にどのようなことであるかを明確にし、2006年に第1版が制定された新しいポルトガル標準 "ODA" 7) においては、その相違点を踏まえてどのように定義付けがなされたのかについて、実例を交えながら確認する。加えて、実際の記述例の全体像を概観することで、ODAで示された定義がどの程度浸透し、機能しているのかということについても検証していきたい。

#### 2. アーカイブズ記述の上での「標準|

前述の「慣習的な規則」という表現は、国単位でのアーカイブズ記述に関する体系的、網羅

<sup>1) &</sup>quot;Arquivo Nacional da Torre do Tombo" http://antt.dgarq.gov.pt/

<sup>2)</sup>次の文献における訳語を使用。アーカイブズ・インフォメーション研究会(編訳)— 『記録史料 記述の国際標準』。札幌:北海道大学図書刊行会、2001。

<sup>3) &</sup>quot;General International Standard Archival Description"の略。次節で詳しく取り上げる。

<sup>4)</sup> ALVES, Ivone; RAMOS, Margarida Maria Ortigão; GARCIA, Maria Madalena; PEREIRA, Maria Olinda Alves; LOMELINO, Maria Paula; NASCIMENTO, Paulo Coelho - *Dicionário de Terminologia Arquivística*. Lisboa: Instituto da Biblioteca Nacional e do Livro, 1993.

<sup>5)</sup> アーカイブズ・インフォメーション研究会 (2001) による定義は次の通り。「特定の個人、家、団体が活動するなかで、有機的に作成され、蓄積され、使用された記録の総体。〔その記録は〕形態や媒体を問わない。」

<sup>6)</sup> 同上。「ファイリング・システムに従って編成された記録、または、同一の蓄積やファイリングの 過程で生じたり、同一の活動から生じたためにひとつの単位として管理される記録。または、特 定の形態をもっていたり、記録が作成・収受・使用される際に生じたほかのなんらかの関係によ り、ひとつの単位として保持されている記録。シリーズはレコード・シリーズとも呼ばれる。」

<sup>7) &</sup>quot;Orientações para a Descrição Arquivística (アーカイブズ記述の指針)" の略。

的な規則が明文化されているわけではなく、アーカイブズに関する共通の不文的な認識を基に、アーキビストや文書館ごとに一定の方法で記述を行っている状態を意図している。本節では、国際標準として制定された"ISAD(G)"と、それに基づいて制定されたポルトガル標準"ODA"のそれぞれの概要と記述レベルに関する詳細をまとめるが、ISAD(G)採択以前にポルトガルで刊行されたアーカイブズ用語辞典の中の、記述レベルに関連する語の定義を初めに確認することによって、時系列に沿った変遷を概観する。

## (1) ODA制定以前のポルトガルにおける記述に関わる慣習

アーカイブズ用語辞典であるAlves et al. (1993) は、ODA制定以前のアーカイブズ記述における慣習をうかがい知ることができる文献のひとつである。記述に際しての具体的な方法や規則が定められているわけではないが、「記述レベル (nível de descrição)」という見出し語が存在するため、少なくとも記述レベルとしてどのような用語が使われ、それぞれの用語(記述レベル)がどのような定義付けを基に設定されていたのかについて確認することができる。Alves et al. (1993) において記述レベルとされるものとその定義は次表の通りである。

(記述レベル名)	Alves et al. (1993) における定義
Fundoまたはnúcleo	あるひとつの出所の記録史料の組織的集合体。最も大きなアーカ
	イブズ単位。コレクションとは異なる。
Secçãoまたはsub-núcleo	あるfundoまたはnúcleoの組織的、機能的下位区分によって構成
	されるアーカイブズ単位。元の組織体に従って決定される。
Subsecção	Secçãoの下位区分。元の組織体に従って決定される。
Série	情報の修復システムのための一連の編成によって集合体となっ
	たdocumento simples <sup>8)</sup> やdocumento composto <sup>9)</sup> によって本来構
	成されるアーカイブズ単位。基本的に、それぞれのsérieの記録史
	料は同じ業務範囲内のあるひとつの機能や活動の遂行が一致し
	ているべきである。
Subsérie	Sérieの一部をなす。同じ種類の業務処理のいずれかの段階に一
	致し、ある案件の体系的な下位区分や、史料の種別、さらには保
	管や保護の必要な史料(かどうか)によって本来は分類される。
Documento de arquivo	行政的、法的手続きを証明したり知らせたりする目的で作成され
	た記録史料。最小のアーカイブズ単位であり、機能的観点からそ
	れ以上分けることはできない。 1 つ以上のdocumento simplesに
	よって構成されうる。

<sup>8)</sup> Alves et al. (1993) における定義は次の通り。「作成の段階で(著者、場所、目付、伝達記号などが)独立した記録史料。ただし、媒介情報や媒体については必ずしも独立していなくてもよい。記述としては独立しうるものの、あるひとつの手続き、処理、進行段階の全体を含んでいない可能性もある。|

<sup>9)</sup> 同上。「あるひとつの行政的、法的な手続き、処理、進行段階に関連するdocumento simplesの集合体」

## (2) 国際標準 "ISAD(G)" について

1994年1月21日-23日にスウェーデンのストックホルムにおいて、国際文書館評議会<sup>10)</sup> の下部組織である記述標準特別委員会<sup>11)</sup> が「国際標準:記録史料記述の一般原則 "ISAD(G)"」(第1版)を採択した。本稿執筆時点での最新版は、1999年9月19日-21日に同じくストックホルムにおいて採択された第2版である。第1版採択時は9カ国、第2版採択時は11カ国の出身者がメンバーとなっていた。また、本委員会は第1版採択時には2カ国、第2版採択時にはポルトガル国立文書館を含む6カ国の文書館がスポンサーとなっていた。

第1版、第2版ともに、「序文 (Preface)」と「はじめに (Introduction)」に続いて、「ISAD(G) に関する用語集」、「マルチレベル記述」、「マルチレベル記述規則」、「記述要素」の4つの章立てがなされており、その後に附録が続いている。本稿で着目する「記述レベル」についての内容は両版ともに、個々の記述レベルの定義が「ISAD(G)に関する用語集」の章にまとめられ、記述レベル間の関係が附録において図示されている。

第1版の「はじめに」の中で、「これは一般的な原則であるので、記述単位の性格や規模にかかわらず、記録史料の記述に際して広く適用されることを目指している」<sup>12)</sup>とされていることや、第2版の同じく「はじめに」の中でも、「本標準はアーカイブズ記述の準備のための一般的なガイダンスを提供する。既存の国内標準と併せて用いられたり、国内標準の発展のための基礎として用いられたりするものである。」とされていることから、既にアーカイブズ記述に関してある程度発達した慣習が浸透しているポルトガルにおいても、ISAD(G)は無視することのできない重要な記述標準であると考えることができる。

「ISAD(G)に関する用語集」の章に定義がまとめられた記述レベルは、フォンド、サブフォンド、シリーズ、ファイル、アイテムの5つである。次に、アーカイブズ・インフォメーション研究会  $(2001)^{13}$  から5つの内3つの記述レベルの定義の日本語訳を引用したものを示す。なお、フォンドとシリーズの定義については脚注5、6を参照されたい。

○サブフォンド (sub-fonds):相互に関連のあるまとまった記録をもつ下部フォンド。これは、作成組織または機関の業務遂行上の下部組織に対応して設定されるか、またはそれが不可能な場合は、資料自体の地理的区分、編年、機能、あるいは類似の分類によって設定される。[記録の] 作成組織が複雑な階層構造をもつ時は、基本となる業務遂行単位の階層構造を反映するために、各サブグループは必要に応じてさらに下位のサブグループをもつ。

○ファイル (file):同じ主題、活動、業務の遂行に関連するため、現用段階で作成者によって、または編成の過程でひとまとまりに構成された記述の単位。ファイルは、通常レコード・シリーズ内の基本単位である。

○アイテム (item):管理上、それ以上は情報として分けることのできない最小単位。たとえば一通の手紙、メモ、報告書、写真、録音資料。

<sup>10) &</sup>quot;ICA (International Council on Archives)"

<sup>11) &</sup>quot;The Committee on Descriptive Standards"

<sup>12)</sup> アーカイブズ・インフォメーション研究会 (2001) より引用。

<sup>13)</sup> この文献はISAD(G)の第1版を翻訳したものであるが、本稿に引用した個々の記述レベルの定義の部分における第1版と第2版の違いは、フォンドの定義に若干の変更(第2版では冒頭が「特定の個人、家、団体が活動し、機能するなかで」となっている)が見られることだけである。

#### ISAD(G)に基づいたポルトガルのアーカイブズ記述標準(則竹)

附録の図示を参考にすると、記述レベル間の階層位置関係は前表の順番通りであるとされている。なお、附録には但し書きが加えられているため、それについても付記する<sup>14)</sup>。

A-1 このモデルはいくつかの典型的な状態を示しているが、すべてのありえる階層構造が含まれている訳ではない。

A2 モデルに示されている各レベル間に任意の数のレベルを設けることができる。

実際に附録の図示においても、(用語の定義付けはなされていないが)シリーズとファイルの間に位置する「サブ・シリーズ」の存在を認めている。

#### (3) ポルトガル標準 "ODA" について

1994年、1999年の国際標準の制定を受けて、ポルトガルでは国際標準に準拠した国内標準の制定が試みられた。そして、当該国文化省(現:文化局)<sup>15)</sup> の内部組織である国立アーカイブズ機構<sup>16)</sup> における「アーカイブズ記述の規範化プログラム」を通して、「アーカイブズ記述の指針 "ODA"」の第 1 版が2006年 1 月付で出版された。その後、2007年 3 月には文化省内にアーカイブズ統括部<sup>17)</sup> が設置され、その組織内で「プログラム」が遂行され、2007年 8 月付で第 2 版が制定された。本稿執筆時点での最新版である2011年 5 月 7 日付の第 3 版は、第 2 版と同じ組織によって出版された。

プログラムの構成員の大半は、国立アーカイブズ機構の所属者から起用された者であり、中には国内のいずれかの文書館にも所属している者が含まれる。その他、国立アーカイブズ機構には所属しないが国内の文書館に所属している者や、国内の司書・アーキビスト・ドキュメンタリスト協会<sup>18)</sup>の所属者も含まれている。なお、ISAD(G)における記述標準特別委員会にはポルトガル人のメンバーが1人含まれていた(Ana Franqueira氏)が、ODAにおいて同氏の名前は、参考文献として挙げられている著書の書誌情報<sup>19)</sup> 以外には言及されていないため、制定に直接関与した可能性は低いと考えられる。

全体としては、初版、第2版、第3版ともに3部構成となっている。ただし、国際標準ISAD (G)に相当する内容は第1部に収録されており、第2部には団体、個人、家に関する記録史料オーソリティ・レコードについての国内標準 {国際標準のISSAR (CPF)<sup>20)</sup> に相当 、第3部には「標準化されたアクセスポイントの選別と構成」<sup>21)</sup> が収められている。

<sup>14)</sup> ISAD(G)の第2版においては、次に示す表の "A-1"、"A-2" という区分が "A-1" に一本化され、 "A-2" には新たに記述とオーソリティ・レコードの関係の例が図示されている。

<sup>15) 2011</sup>年 6 月の政権交代を機に、文化省が文化局に改組された。本稿では、Ministério da Cultura を文化「省」と、Secretaria de Estado da Cultura を文化「局」と訳すことにする。

<sup>16) &</sup>quot;IAN/TT (Instituto dos Arquivos Nacionais/Torre do Tombo)"

<sup>17) &</sup>quot;DGARQ (Direcão-Geral de Arquivos)"

<sup>18) &</sup>quot;APBAD (Associação Portuguesa de Bibliotecários, Arquivistas e Documentalistas)"

<sup>19)</sup> ODA第 3 版より 片誌情報を引用。"FRANQUEIRA, Ana - "Chegaram as ISAD(G)". In Cadernos BAD. Lisboa: Associação Portuguesa de Bibliotecários, Arquivistas e Documentalistas. ISSN 0007-9421. N.º 2 (1994), p.47-52."

<sup>20) &</sup>quot;International Standard Archival Authority Record for Corporate Bodies, Persons and Families"

<sup>21)</sup> 原題は "Escolha e construção de pontos de acesso normalizados"。ここでの「アクセスポイント (pontos de acesso)」とは、アーカイブズ記述を特定、検索する場合に用いられる名称、術語、キーワード、表現、記号の総称とされているため、ISAD(G)やISAAR (CPF) において定義される access pointと同様であると考えられる。

#### 国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第10号 (通巻第45号)

その第1部に示される記述レベルの種類とその定義は次表の通りである(名称右の丸括弧内は略称)。

○Fundo(F): |ISAD(G)のフォンドの定義と同文|

○Subfundo(SF): fundoの下位区分。作成組織の業務遂行上または家族関係上の、独立性の高い下部組織に対応して設定される。

○Secção (SC):fundoまたはsubfundoの下位区分。作成組織の独立性のない下部組織に対応して設定されるか、またはそれが不可能な場合は、資料自体の地理的区分、編年、機能、主題、表題による区分、またはある計画・枠組みに基づいた階層化によって設定される。

OSubsecção (SSC): secçãoの下位区分。

○Série(SR): |ISAD(G)のシリーズの定義とほぼ同文。「シリーズはレコード・シリーズとも呼ばれる。」はODAにおいては言及されていない|

OSubsérie (SSR): sérieの下位区分。

○Documento composto (DC): {ISAD(G)のファイルの定義とほぼ同文。「ファイルは、通常レコード・シリーズ内の基本単位である。」はODAにおいては言及されていない。さらに記録史料の具体的な形態を示す文が続く}

ODocumento simples(DS): |ISAD(G)のアイテムの定義と同文|

○Grupo de fundos(GF):同一のまたは類似した組織を出所とする、同一の性質を持っていたり、類似した項目に関連したりするfundoの総体。評価や記述、さらにはアーカイブズの全般的な業務のために設定される記述レベルである。

○Coleção(Col.):記録の出所にかかわらず、何かしらの共通の特徴を持った機能において人 為的にまとめられた記録の総体。Fundoとは異なる。{ここまではISAD(G)のコレクションの 定義と同文。ODAではさらに次の文が続く} Coleçãoは様々な記述レベルに存在しうるもの であり、特にfundoやsérieのレベルに存在する。

○Unidade de instalação(UI):物理的形態にかかわらず、情報を保存し保護する特別な目的のために設定される。複雑な階層構造からは独立しいかなる記述レベルにも設定されうるものである。情報単位とは一致しない。(さらに記録史料の具体的な形態を示す文が続く)

さらに、次の諸規定が付記されている。

# ○記述レベルは必ず示されるべき情報のひとつである。

○記録史料の実状に合わせて、必要な記述レベルのみ設定することができる(先に示した記述レベルをすべて設ける必要はない)。

○記録史料の実状に合わせて、必要であれば各記述レベルに下位レベルを設けることができる。

○記述レベル(を定めるため)の情報源となるのは、(関連する他の)記述単位である {つまり、(当該の記述単位が属する)フォンドやそのシリーズの構造である{。

○各記述レベルは略称で示すことができる (coleçãoについては、fundoレベルのものは "Col. F"、sérieレベルのものは "Col. SR" と表す)。

## (4) まとめ

先に述べたように、国際標準ISAD(G)のフォンドとシリーズに相当する記述レベルはODA制定以前の慣習から存在している。フォンドに対応するのが2-(1)に示したfundo(フンド)またはnúcleo(ヌークレオ)であり、シリーズに対応するのがsérie(セリエ)である。前者は記録史料の出所である組織体が単位となっている点から、後者は「機能」に基づいた分類であることから、名称だけでなく定義の面でも類似していると考えられる。

Documento de arquivo (ドクメント・デ・アルキーボ) については、その定義からはISAD(G) のアイテムに相当するように読み取れる。

Secção (セクサォン) については、ISAD(G)のサブフォンドに相当すると考えられる。別名としてsub-núcleo (スプ・ヌークレオ) という呼称もあるとされているが、fundoとnúcleoが同一である点から、sub-núcleoはsub-fundo (スプ・フンド、fundoのサブレベル) と同一であると考えられ、結果的にsecçãoはsub-fundoと同一であるということになり、名実ともに組織体を単位とする記述レベルの下位階層であると定義付けすることが可能であろう。

近年制定されたポルトガル標準 "ODA" においては、ISAD(G)のフォンドやシリーズに相当する記述レベルを維持しながら、ファイルとアイテムのそれぞれに相当する記述レベルとしてdocumento composto (ドクメント・コンポスト) とdocumento simples (ドクメント・シンプレス) を定義付けている。しかし、ODA制定以前の慣習においてISAD(G)のアイテムに対応すると考えられるdocumento de arquivoは「1つ以上のdocumento simples」であると定義されているため、documento compostoとdocumento simplesがISAD(G)のファイルとアイテムのように区別されるかどうかについては、今後ODAがポルトガルのアーカイブズ界へいかに浸透するかによると考えられる。

また、ODAにおいても記述レベルとして定義されるsecçãoは、ODA制定以前の慣習での secçãoとは異なり、記録史料の組織体を単位とする記述レベルの下位階層であるsubfundo (スプフンド)と役割を分担した形で共存している。その役割分担の基準として、組織体の中での 部局間の独立性(裏を返せば依存性)の有無が定義付けられているが、ODAの中で「ポルトガルの多くのアーキビストにとって、subfundoとsecçãoの概念は同じものである」と注記されて いることからも明らかなように、この点についてもODAの普及の度合によっては、設定方法に一貫性が見られなくなる可能性が出てくるであろう。

最後に、記述レベルとして定義されながらも、その設定階層位置が定められていないunidade de instalação(ウニダーデ・デ・インスタラサォン)にも着目しておきたい。Alves et al. (1993) においてもこの川語の定義付けがなされているが<sup>22)</sup>、記述レベルとしては扱われていない。ISAD(G)に対応する記述レベルがないだけでなく、設定階層位置が一定でないことも相まって、ODAの定義だけでは曖昧さが払拭されない。Alves et al. (1993) など他の文献における定義を含めた精査や、実際の設定例を参照した上での検証が求められると考えることができる。

<sup>22)</sup> Alves et al. (1993) を参照。「アーカイブズ単位の番号付け、整理、川録編成をする際の基本単位 (さらに記録史料の具体的な形態を示す文が続く)」

## 3. ODA適用の上での記述レベルに関する考察

前節で、ポルトガルにおいて国内標準が制定される前からどのような用語がどのような定義、役割で記述レベルとして使用されてきたのかということについて、まだISAD(G)も採択されていなかった1993年に刊行のアーカイブズ用語辞典を参照し、ISAD(G)との比較を試みた。そこで明らかになった相違点の内いくつかの記述レベルについては、ISAD(G)に準拠した形で新しく制定された国内標準であるODAにおいて、ISAD(G)に近づくよう変更が施されている。一方unidade de instalaçãoのように、ISAD(G)に対応する記述レベルのないものも同時に存在する。その意味でODAは、ISAD(G)との折り合いをつけたために定義が曖昧になってしまった部分をどのように解釈するべきであるかという点や、実際の記述例において従来の慣習にとらわれず、新たに制定された国内標準に適用した形で記述レベルを設定しているかどうかといった点で考察の余地があると考えられる。本節では、前者を関連する先行研究を踏まえた上で検証し、後者については実際にODAに則して記述された例を参照し現状を概観する。

#### (1) 先行研究を踏まえた考察

初めに、ODAにおいて定義の中に曖昧さを含む記述レベルとしてsubfundoとsecção、そして unidade de instalaçãoを取り上げ、それらに関する先行研究を確認した上でより詳細な解釈を試 みる。

## 1 Subfundo ¿ secção

ODA制定前に掲載されたRuna & Sousa  $(2003)^{23}$  においては、subfundoとsecçãoの同義性が取り上げられている。さらに、ISAD(G)に規定される記述レベルの設定方法と、ポルトガルにおける(従来の慣習的な)記述レベルの設定方法との折り合いをつけるために解決すべき問題点のひとつとしている。

また、ODA第1版の制定後に掲載されたMarques  $(2009)^{24}$  においては、1つのfundoの中に subfundoが1つだけ存在することはありうるが、secçãoが1つだけ存在することはありえず、もしsecçãoが1つだけになってしまうとすれば、そのfundoは1つの機能または組織のみを含有するということになり、secçãoという記述レベルを設定する必要がなく、すべて直接fundoの下位に区分されるとしており、その設定数の観点から両記述レベルを区別している。

ここで、Marques (2009) に示される点を踏まえて、まず初めに日本の行政機関を例として subfundoとsecçãoの設定を試みる<sup>25)</sup>。政府はいくつかの「省」を設けているが、その省ごとに

<sup>23)</sup> RUNA, Lucília; SOUSA, Joana Braga - Normalizar a Descrição em Arquivo: Questionar, Reflectir e Aplicar. Cadernos BAD: Informação, Documentação e Conhecimento, n.º 2 (2003), pp. 80-108. Lisboa: Associação Portuguesa de Bibliotecários, Arquivistas e Documentalistas, 2003.

<sup>24)</sup> MARQUES, Suzete Lemos - A Organização Arquivistica: o Fundo Administração do Concelho de Torres Vedras. Dissertações de Mestrado. Lisboa: Faculdade de Letras da Universidade de Lisboa, 2009. <a href="http://repositorio.ul.pt/bitstream/10451/528/1/21369\_ulfl071254\_tm.pdf">http://repositorio.ul.pt/bitstream/10451/528/1/21369\_ulfl071254\_tm.pdf</a> (ダウンロード日: 2013年7月10日)

<sup>25)</sup> ここでは、subfundoとsecçãoの違いをより明確にしやすい構造になっている点から、あえてポルトガルではなく日本の行政機関を例として取り上げる。

大臣官房があり、また各省の下部組織である「庁」の一部にも長官官房が存在する。この「官房」と並列する部局は、文化庁の文化財部など、省庁ごとに多彩に存在する。官房と並列する部局があってこそ、それぞれの省庁が行政機関としての業務を分担し、それぞれの役割を果たしていることになるので、官房と並列する部局が存在しないという省庁が実際にないのは当然であると考えられる。その点から、各省をfundoとした場合、その官房やそれに並列する各部局は、Marques(2009)に従えばsecçãoということになる。一方「庁」は、先に例として挙げた文化庁の属する文部科学省のように、1つのfundo(省)に1つの庁しか存在しない場合があるため、Marques(2009)に従えばsubfundoということになり、その庁の官房やそれに並列する各部局は、省の場合と同様にsecçãoということになる。

次に、民間企業を例に考える。企業の中には、多くの「支社」を構えたり、あるいは複数の「本社」を置いたりしているものもあれば、中には「本社」、「支社」という区分自体存在せず、実質1つの「本社」のみが存在するものもある。各本社または支社には、その業務ごとに「~部」や「~課」といった部署が設置されている。行政機関の例と同様にMarques (2009) に従った設定を試みると、企業あるいはその本社をfundoとした場合、その支社はsubfundoであり(支社は1つだけしか存在しない可能性があるので、secçãoは設定できない)、各本支社の部署はsecção、subsecçãoであると考えられる。さらに、例えばグループ企業をfundoとした場合、そのグループに属する各法人またはその本社がsubfundoとなり、それぞれの支社はsubsubfundoということになる。

## 2 Unidade de instalação

ODAの中では、「記述レベル(nível de descrição)」と「記述単位(unidade de descrição)」の両術語が定義されており、その内容は両者ともISAD(G)における定義と完全に一致しているが、ODA制定前に出版、掲載されたAlves et al. (1993)、IAN/TT (1998, 1999) <sup>26)</sup> において、「記述単位」という語は見出し語に存在しない。従って「記述レベル」の定義も、ISAD(G)における「記述単位(unit of description)」という語を用いた定義とは異なっている。またAlves et al. (1993)、IAN/TT (1998, 1999)の中では、「記述単位」に類似する術語として「アーカイブズ単位(unidade arquivística)」というものが定義されており、Runa & Sousa(2003)においては「記述単位」と「アーカイブズ単位」をどのように区別すべきかについて疑問を投じる言及がなされている。このアーカイブズ単位という語はISAD(G)においても用いられているが<sup>27)、</sup>ひとつの術語として定義はされていない。次の表にAlves et al. (1993)、IAN/TT (1998, 1999)における「記述レベル」と「アーカイブズ単位」の定義をまとめる。比較のために、ISAD(G)とODAにおいて同様に定義される「記述レベル」「記述単位」の内容も付記する。

<sup>26)</sup> INSTITUTO DOS ARQUIVOS NACIONAIS / TORRE DO TOMBO - Manual para a Gestão de Documentos. Lisboa: IAN/TT, 1998.

INSTITUTO DOS ARQUIVOS NACIONAIS / TORRE DO TOMBO - Orientações Técnicas para a Avaliação de Documentação Acumulada. Lisboa: IAN/TT, 1999.

<sup>27)</sup> 記述レベルであるアイテムの定義に「アーカイブズ単位 (archival unit)」という語が用いられているが、アーカイブズ・インフォメーション研究会 (2001) の翻訳においては「単位」とされている。

国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第10号 (通巻第45号)

	記述レベル	アーカイブズ単位
		※ISAD(G)、ODAは記述単位の定義
Alves et al.	蔵書、記録史料群、コ	あるひとつの記録史料群の (中に属する) documento
(1993)	レクションの記述の	simplesまたは一連の記録史料(具体例は省略)。こ
	ために用いられる詳	れらは、記録史料を作成した組織体による編成に基
	細な階層位置28)	づいた単位である。
IAN/TT	(記載なし)	あるひとつの記録史料群の (中に属する) documento
(1998, 1999)		simplesまたは一連の記録史料(具体例は省略)。こ
		れらは、記録史料を作成した組織体による編成が記
		録史料群に反映された単位である。
ISAD (G) 29)	フォンドの階層構造	物理的形態のいかんを問わず、ひとつのまとまりと
ODA	のなかでの記述単位	して扱われ、それによってひとつの記述の基礎を形
	の位置	成する記録、あるいは一連の記録

これらの定義から、アーカイブズ単位は「編成」の結果得られる単位である一方、記述単位は(その名の通り)「記述」の基礎となる単位であると言える。ここで、Alves et al. (1993)、ISAD(G)、ODAのそれぞれにおいて定義される「編成」と「記述」の両術語の定義を次表にまとめる。

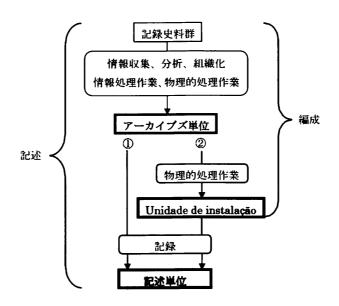
	編成	記述
Alves et al. (1993)	ある蔵書群や記録史料群の分	アーカイブズ単位やunidade de instalação
	類や並び替えといった作業の	を、その内容に関する情報や、あらかじ
	総体。いかなる記録史料にも	め決められた形式要素を表示することに
	適用されうる処理だが、半現	よって特定すること。アーカイブズ単位
	用、非現用の記録史料につい	やunidade de instalação(に関する情報)
1	ては出所原則と原秩序尊重に	をその二次資料や引用文に参照させるた
	従わなくてはならない <sup>30)</sup> 。	めに行われる。
ISAD(G)	記録史料の分析、[構造化、]	記録史料や、それを作成したコンテクス
ODA	組織化作業に伴う情報処理	トや記録管理システムの特定、処理、場
{[] 内はISAD(G)	[ならびに物理的処理] 作業	所の表示、説明に役立つ情報を集め、分
第1版には記載さ	[とその結果]	析し、組織化し、記録することによって、
れていない		記述単位について、またその構成部分が
		あればそれについても、的確に再現する
		ものを作ること。この語はその結果を表
		す意味でも用いられる。

<sup>28)</sup> この後に、 2-(1)で示した記述レベルが列挙されている。

<sup>29)</sup> 日本語訳はアーカイブズ・インフォメーション研究会 (2001) を参照した。

<sup>30)</sup> Alves et al. (1993) において、「編成 (organização)」に対応する英語訳を"|archive(s)| arrangement" としており、さらに該当するarrangement の種類として「アルファベット順の」、「行政的機能による」、「組織構造による」、「編年的な」、「機能的な」、「地理的な」、「主題的な」ものを挙げている。

ISAD(G)やODAの「記述」の定義において、その作業に記録史料の「分析」や「組織化」が含まれることが示されている。同じくISAD(G)やODAの「編成」の定義においては、その作業が記録史料の「分析」や「組織化」に伴うものとされている。これらのことから、編成という作業は記述に伴うものであることが分かる。また、Alves et al. (1993) における「記述」の定義において、その作業の対象がアーカイブズ単位ならびにunidade de instalaçãoとされていることから、記述の基礎となる単位、すなわち記述単位には、アーカイブズ単位とunidade de instalaçãoの2つの「単位(unidade)」が含まれるということが考えられ、その際、アーカイブズ単位個々の名称やunidade de instalaçãoという名称そのものが、記述レベルを示すために用いられると言える。さらに、脚注22に示したAlves et al. (1993) によるunidade de instalaçãoの定義からは、unidade de instalaçãoを設定する段階で既にアーカイブズ単位が設定されていると言うことができる。これらを図式化すると、次のように表すことができる。



まず、記録史料群の記述においてその「情報収集、分析、組織化」が行われ、それに伴って、編成作業の一部をなす「情報処理作業」と「物理的処理作業」も行われる。その結果設定されるのが「アーカイブズ単位」である。一度アーカイブズ単位が設定された後、一部のアーカイブズ単位においてはさらに「物理的処理作業」が行われ、"unidade de instalação" という別種の単位にまとめられる(図の②のパターン)。そのunidade de instalaçãoと、unidade de instalação にならなかったアーカイブズ単位(図の①のパターンを経たアーカイブズ単位)が、それぞれの単位ごとに「記録」される。従って、記録された単位がそれぞれ「記述単位」となり、同時にその種類を表す名称(fundo、secção、série、unidade de instalação、documento composto、documento simplesなど)が記述レベルを表す名称として使用される。

この位置関係であると考えれば、Runa & Sousa (2003) におけるunidade de instalaçãoはアーカイブズ単位ではないという主張と、unidade de instalaçãoを記述単位に含むことができるのではないかという主張にも合致することになる。

Unidade de instalaçãoは、Alves et al. (1993) とODAのいずれにおいても、その定義の中で具 体的な階層位置が規定されていない。Unidade de instalaçãoの階層位置を明記している先行研究 としては、Runa (2007)<sup>31)</sup> が挙げられる。この中では、unidade de instalaçãoとdocumento compostoがsérieの下位区分であると記されている。またIAN/TT (1999) においては、sérieと unidade de instalaçãoのデータ収集用紙の様式が掲載されており、それぞれの用紙にアーカイブ ズ単位の種類を記録する欄が設けられている。Sérieのデータ収集用紙に記載されている選択肢 は "processos"、"coleções"、"dossiers"、"registos" <sup>32)</sup> と「その他」になっており、アーカイ ブズ単位が複数形で示されている。一方unidade de instalaçãoのデータ収集用紙においては、 アーカイブズ単位は "processo"、"coleção"、"dossier"、"registo" と記載されており、単数形 で示されていることが分かる。つまり、unidade de instalaçãoの集合体がsérieであると考えられ る。また、Alves et al. (1993) に収録される "peça" という見出し語の定義は「Processoや、 さらには (processoレベルの) コレクションやdossierを構成するdocumento simplesまたは documento composto」となっており、processo単体によって構成されうるunidade de instalação はdocumento compostoやdocumento simplesよりも上位に位置するということになる。よって、 複数の定義を踏まえた上ではunidade de instalaçãoは、実質ODAにおいてはsérieとdocumento composto、ISAD(G)に当てはめるならシリーズとファイルの間の階層に位置する記述レベルで あると解釈 (仮定) することができる33)。

Unidade de instalaçãoが実際のところ階層のどこに位置するのかを把握できれば、アーカイブズ単位の中でどの単位は(必ず)アーカイブズ単位のまま記述単位となり(図の①のパターン)、どの単位はunidade de instalaçãoとなった後に記述単位になる場合があるのか(図の①、②のいずれのパターンにもなりうるもの)という二分が可能になる。前述の仮定を基にして考えた場合、unidade de instalaçãoより上位に位置するfundo、secção、sérieなどは、一度アーカイブズ単位として設定されれば、さらなる「物理的処理作業」によって他の単位とともにひとつのunidade de instalaçãoにまとめられるはずがない(まとめられる可能性があるとすれば、unidade de instalaçãoより下位に位置することになる)。一方、unidade de instalaçãoより下位に位置すると仮定したdocumento compostoやdocumento simplesは、アーカイブズ単位として設定された後、その「番号付け、整理、日録編成」の都合上、一部はある形態にまとめられることになり、

<sup>31)</sup> RUNA, Lucília - Orientações para a Descrição Arquivística: Normalizar para Partilhar e Recuperar. Actas do Congresso Nacional de Bibliotecários, Arquivistas e Documentalistas, n.º 9 (2007). Lisboa: Associação Portuguesa de Bibliotecários, Arquivistas e Documentalistas, 2007. <a href="http://www.apbad.pt/Downloads/congresso9/COM98.pdf">http://www.apbad.pt/Downloads/congresso9/COM98.pdf</a> (ダウンロード日: 2013年7月10日)

<sup>32)</sup> これら4つは、すべてAlves et al. (1993) においてアーカイブズ単位として定義されている語である。各語の英訳が示されているので、次に引用する。Processo = file (unit)、coleção = collection、dossier = subject file, case paper/file、registo = register, accession (list)。

<sup>33) 2-(3)</sup>に示したように、ODAでは必ずしも定義されるすべての記述レベルを使用することはないとされている。そのため、この仮定もunidade de instalaçãoが必ずしもsérieの下位に置かれ、またdocumento compostoの上位に置かれるわけでなく、あくまでfundo、secção、sérieより上位に位置することはなく、documento composto、documento simplesより下位に位置することはないということを意図している。

その結果出来上がったunidade de instalaçãoという単位を構成する下位の記述単位として「記録」される(図の②のパターン) $^{34)}$  が、すべてがそのプロセスをたどるわけではなく、fundo、secção、série等と同様にunidade de instalaçãoにまとめられることなく「記録」されるものもある(図の①のパターン) $^{35)}$ 。

#### (2) ODAに則した実例を踏まえた考察

ポルトガル文化局のアーカイブズ統括部のウェブサイト上に、"DigitArq" と呼ばれるソフトウェアを用いて構築された日録データベースのリンクがまとめられており<sup>36)</sup>、これによって国立文書館、ポルトガル写真センター<sup>37)</sup> ならびに16の地方<sup>38)</sup> の公立文書館に所蔵される記録史料の検索が可能になっている。

Ferreira & Ramalho (2004)<sup>39)</sup>、Ramalho & Ferreira (2004)<sup>40)</sup> やRamalho et al. (2006)<sup>41)</sup> によると、DigitArqはアーカイブズに関わる各種業務 (日録データベースの作成、デジタルアーカイブズ環境の構築などを含む)の円滑化を目的として作成されたソフトウェアであり、アーカイブズ統括部の傘下にあるポルト地方の公立文書館が主導となって作成したソフトウェアが基となって、2004年の段階で完成、公開に至っている。その後ミーニョ大学の協力も加わって

<sup>34)</sup> ODA第 3 版に掲載されている該当する例を引用する。"Portugal, Torre do Tombo「国立文書館」、Arquivo de Oliveira Salazar「オリヴェイラ・サラザール・アーカイブズ」(F)、Diarios「日記」(SR)、cx. 1145「第1145冊」(UI)、1."vol.「第 1 巻」(DC)、1 de janeiro de 1933「1933年 1 月 1 日」(DS)"(なお、丸括弧内に示したODAにおける記述レベルの略称の正式名称は、2-(3)を参照されたい。次の脚注も同様)

<sup>35)</sup> ODA第 3 版に掲載されている該当する例を引用する。"Portugal, Torre do Tombo, Instituto de Orientação Profissional 「職業訓練所」(F)、Processos de Exames 「試験関係書類群」(SR)、Processo n." 31194「第31194書類」(DC)、Ofício n." 360 de 7/6/66「66年 6 月 7 日第360職務」(DS)" (DCと DSはUIにまとめられることはなかった)

<sup>36)</sup> http://dgarq.gov.pt/rede-portuguesa-de-arquivos/pesquisar-arquivos/catalogo/

<sup>37) &</sup>quot;Centro Português de Fotografia"

<sup>38)</sup> 本稿では、「ディストリート(distrito)」と呼ばれる地方行政区分を「地方」と表す。

<sup>39)</sup> FERREIRA, Miguel; RAMALHO, José Carlos - DigitArq: Creating a Historical Digital Archive. 5ª Conferência da APSI - Associação Portuguesa dos Sistemas de Informação; 2004; Instituto Superior Técnico, Lisboa, Portugal; 11.03. 2004.

<sup>&</sup>lt;http://www.di.uminho.pt/~jcr/XML/publicacoes/artigos/2004/FR04-capsi.pdf>(ダウンロード日:2013年7月10日)

<sup>40)</sup> RAMALHO, José Carlos; FERREIRA, Miguel - DigitArq - Creating and Managing a Digital Archive. Building Digital Bridges: Linking Cultures. Commerce and Science: 8<sup>th</sup> ICCC/IFIP International Conference on Electronic Publishing held in Brasilia - ELPUB 2004, Brasilia, Brazil, June 23-26, 2004. <a href="http://elpub.scix.net/data/works/att/306elpub2004.content.pdf">http://elpub.scix.net/data/works/att/306elpub2004.content.pdf</a> (ダウンロード日: 2013年7月10日)

<sup>41)</sup> RAMALHO, José Carlos; FERREIRA, Miguel; FERROS, Luís; LIMA, Maria João Pires de; SOUSA, António - Digitarq: Nova Arquitectura Aplicacional para Gestão de Arquivos Definitivos. 2<sup>a</sup> Conferência Internacional de Arquivos Empresariais; 2006; Ecomuseu Municipal do Seixal, Seixal, Portugal; 10.26-27, 2006.

<sup>&</sup>lt;a href="http://repositorium.sdum.uminho.pt/bitstream/1822/6038/1/CIAE06-0.10.pdf">http://repositorium.sdum.uminho.pt/bitstream/1822/6038/1/CIAE06-0.10.pdf</a> (ダウンロード日:2013年7月10日)

改良が進んでいる42)。

このDigitArqは、ISAD(G)やISAAR(CPF)に対応した目録データベースの構築が可能なだけでなく、ODAにも対応しているとされている。DigitArqを用いて構築されたデータベースでは、検索条件に記述レベルを指定することができ<sup>43)</sup>、特定の記述レベルの事例に絞った検索が可能である。また各記述単位の目録のページにおいては、その記述単位の上位に位置する記述単位がfundoから順に、さらに当該の記述単位が最下位区分に位置しない場合は、下位区分に位置する記述単位も順に表示される。それぞれの記述単位のタイトルの左には記述レベルを表すマークが付記されており、タイトルをクリックすれば、それぞれの目録のページにリンクされる。

以上のことから、ODAに則した記述レベルの設定がなされた事例を定量的に調査するに適していると判断できるため、本稿ではDigitArqを採用する前述の18の文書館の目録データベースを実例の参照元とし、考察を進めることにする。

次に示す表は、前述した18の文書館の目録データベースに記録されている記述単位の数を、 記述レベル別に集計しまとめたものである<sup>44</sup>。

	F	SF	SSF	SC	SSC	SSSC	SR	SSR	SSSR	UI	DC	DS
国立文書館	911	279	52	871	351	215	9082	2027	570	95285	200621	496072
写真センター	58	1		1			7			361	205	31763
Aveiro	312						1818			18944	75369	11984
Beja	345					-	657			21230	6188	
Bragança	508			37	12		1417	8		50570	26303	7915
Castelo Branco	238			3	3		579			870	24916	7646
Évora	191			88	28		1226	125	16	37800	22385	3429
Faro	113			14	3		976			6007	16119	204
Guarda	586			37	25		2645	232	1		107546	123
Leiria	295	8		222	232		2644	642	54	33596	23310	13865
Lisboa	997	1		11	12		3983	355	34	12365	91076	10
Portalegre	353			154	91		1686	5		17526	31439	13586
Porto	713	60		194	254	17	4927	140		118902	82394	34660
Santarém	127					ļ.	409	3		10712	1	
Setúbal	313			145	27		3380	80		20645	157458	511
Viana do Castelo	530	1		42	5		1612	22			40082	3576
Vila Real	550			195	254	65	4384	2714	8	,	170395	143710
Viseu	709	8		89	83	85	5042	1158	4	108475	12558	36629

<sup>42)</sup> ミーニョ大学から派生したKeep Solutions社は、DigitArqを改良した "Archeevo" という名の新しいソフトウェアを公開している。これは、ミーニョ大学文書館と統合しているブラガ (Braga) 地方公立文書館を含めたいくつかの大学文書館、そして「地方」よりも小さな地方行政区分である「ムニシーピオ (município)」の公立文書館などで採用されているが、本稿では国立文書館と大多数の地方公立文書館が採用しているDigitArqを調査対象とした。

<sup>43)</sup> ただし、fundo、coleção、secção、série、unidade de instalação、documento composto、documento simples を除く記述レベルはシステム上条件付けることができないが、"sub" という接頭辞が付く記述レベルについては、例えばsubfundo の場合、fundo に条件付けた検索結果を「記述レベル順に並び替え」れば、fundo→subfundo→subsubfundo という順番でソートされるため、実質その記述レベルに絞った設定例を集計することは可能である。

<sup>44) 2013</sup>年9月10日現在の集計結果である。縦軸には各文書館を、国立の場合は(和訳した)文書館名、 地方公立の場合は地方自治体名で記載した。また、横軸には2-(3)で示した略称を用いて記述レベ ルを記載したので、正式名称についてはそちらを参照されたい。

文書館ごとの記録史料自体の数に差がある点を踏まえたとしても、文書館ごとにほとんどあるいは全く設定されない記述レベルが存在することが、この表から読み取れる。例えば、アヴェイロ(Aveiro)地方やベージャ(Beja)地方、そしてサンタレーン(Santarém)地方の公立文書館では、subfundo、secçãoの両記述レベルとその下位区分が1つも設定されていない。またこの内、BejaとSantarémの文書館においては、documento simplesの設定例も1つも見られなかった。つまり、(データベース上においては)物理的な集合体であるunidade de instalaçãoやdocumento compostoといったレベルまでの記述にとどまっていると考えられる。ただしそれ以外の地方公立文書館においても、documento simplesの数がunidade de instalaçãoとdocumento compostoのいずれかあるいは両方の数を下回っている。Unidade de instalaçãoの観点からは、グアルダ(Guarda)地方、ヴィアナ・ド・カステーロ(Viana do Castelo)地方、そしてヴィラ・レアール(Vila Real)地方の3つの文書館においてその設定例が1つも見られない。所蔵する記録史料の数に差があるとはいえ、地方の公立文書館全体が国立文書館ほど各種の記述レベルを活用しきれていない状況がうかがえる。

続いて、3-(1)-①で具体的な実例を示すことができなかったsubfundo、subsubfundo、secção に関して、このデータベースから民間企業の例を引用し検証することで補足したい<sup>45)</sup>。ポルト地方公立文書館所蔵のfundoである "Banco do Minho(ミーニョ銀行)" の下位階層を見ると、「支店」や「代理店」など、並列する部署が他に存在しない可能性もある種類の部署についてはsubfundoが設定され、一方そうではない種類の部署にはsecçãoが設定されていると言うことができる。

(F) Banco do Minho「ミーニョ銀行」					
⟩ (SF) Filial do Porto	⟩(SF)Filial de Lisboa	⟩ (SF) Agencia de Guimaraes			
「ポルト支店」	「リスボン支店」	「ギマラインス代理店」			
⟩⟩ (SC) Sede, delegações e	⟩⟩ (SC) Sede, delegações e	⟩⟩ (SC) Operações passivas			
correspondentes	correspondentes	「受動取引」			
「本店・支店・通信」	「本店・支店・通信」	〉〉〉(SSC)Depósitos「預金」			
⟩⟩ (SC) Prestação de serviços	⟩⟩ (SC) Prestação de servicos	⟩⟩ (SC) Contabilidade e			
「サービスの提供」	「サービスの提供」	tesouraria「簿記・経理」			
⟩⟩⟩ (SSC) Guarda de valores	⟩⟩⟩ (SSC) Guarda de valores	⟩⟩ (SC) Serviços			
「資産管理」	「資産管理」	administrativos			
⟩⟩ (SC) Operações activas	⟩⟩ (SC) Operações activas	「経営サービス」			
「能動取引」	「能動取引」	⟩⟩ (SC) Administração e			
⟩⟩⟩ (SSC) Gestão de créditos	⟩⟩⟩ (SSC) Gestão de créditos	planeamento「経営・立案」			

<sup>45)</sup> 表内の記述レベルの記載には2-(3)で示した略称を用いたので、正式名称についてはそちらを参照されたい。なお、sérieレベル以下は省略した。また、"(SF) Agência de Guimarães" の下位階層の内、"(SF) Filial de Lisboa" の下位階層と同様である記述単位については、スペースの都合上省略した。詳しくはポルト地方公立文書館のデータベースを参照されたい (http://pesquisa.adporto.pt/asearch)。

「貸方処理」	「貸方処理」	⟩(SC)Constituição e
〉〉〉(SSC)Garantias「担保」	〉〉〉(SSC)Garantias「担保」	regulamentação「規則・規程」
>>> (SSC) Títulos descontáveis	⟩ ⟩ ⟩ (SSC) Títulos descontáveis	〉(SC)Contencioso「訴訟」
「割引証券」	「割引証券」	⟩(SC)Sede, delegações e
⟩⟩ (SC) Operações passivas	⟩⟩⟩ (SSC) Operações	correspondentes
「受動取引」	financeiras「財務取引」	「本店・支店・通信」
〉〉〉(SSC)Depósitos「預金」	⟩⟩ (SC) Operações passivas	〉(SC) Liquidação「決済」
⟩⟩⟩ (SSC) Sistemas de	「受動取引」	⟩ (SC) Prestação de servicos
pagamento「支払いシステム」	⟩⟩⟩ (SSC) Sistemas de	「サービスの提供」
⟩⟩⟩ (SSC) Sistemas de	pagamento「支払いシステム」	⟩⟩ (SSC) Títulos de conta
compensação「補償システム」	⟩⟩⟩ (SSC) Sistemas de	alheia「他口座の証券」
⟩⟩ (SC) Contabilidade e	compensação「補償システム」	⟩⟩ (SSC) Guarda de valores
tesouraria「簿記・経理」	⟩⟩ (SC) Contabilidade e	「資産管理」
⟩⟩(SC)Serviços .	tesouraria「簿記·経理」	⟩ (SC) Operações passivas
administrativos	⟩⟩ (SC) Serviços	「受動取引」
「経営サービス」	administrativos	〉〉(SSC)Depósitos「預金」
	「経営サービス」	⟩⟩ (SSC) Sistemas de
	⟩⟩ (SC) Administração e	pagamento「支払いサービス」
	t Electric de che l	

#### (3) まとめ

国際標準に則した国内標準であるODAの制定に伴って、従来の慣習における定義からの多少の変更が見られた記述レベルについては、先行研究で取り上げられ、論議を呼んでいる事実からも明らかなように、その設定方法についてポルトガルのアーカイブズ界の共通理解を得ていないか、あるいは新しい記述標準の浸透が不十分である可能性が考えられる。目録データベース上のみでの調査となってしまったものの、実際の記述例を概観しても、特に従来の慣習における定義からの変更が見られた記述レベルに関連する部分において、その設定例数に文書館ごとのばらつきが見られ、今後ODAをどのように普及させていくかという点についての課題が浮き彫りになったと言うことができる。

planeamento「経営・立案」

その課題を解決するための小さな一歩として、記述の上での問題点を抱えうる記述レベルについて、先行研究を交えてより詳細な理解の追求を試みた。まず、使い分けが曖昧であると見受けられるODAのsubfundoとsecçãoの区別基準である「独立性」を明確にするために、あるひとつの組織体(fundo)の中で設定されうる各レベルの数という、質的ではなく量的な要素を判断に用いる方法を提示した。次に、階層位置が定められておらず、ISAD(G)においては対応する記述レベルが存在しないunidade de instalaçãoについては、従来の慣習、ISAD(G)、そしてODAにおける「アーカイブズ単位」や「記述単位」、「記述レベル」といった基本用語の定義の確認をした上で、関連して「編成」や「記述」といった用語や、記述レベルの名称が定義の内容に使われている用語の定義も加えて参照し、アーカイブズ記述の過程のどの段階でunidade

de instalaçãoが設定されるかについての仮説を立てることができた。またそれだけでなく、定義の上では自由とされている階層位置についても、関連する各用語の定義を総合的に解釈することで、ある程度具体的な階層位置を仮定することができた。実際のところ、ODAに示される記述例を調査しても、3-(1)-②で述べたようにsérieよりも下の階層で、かつdocumento compostoよりも上の階層であるという仮定にすべてが合致していた。網羅的な調査は行えていないが、3-(2)で取り上げた日録データベースの例を概観しても、基本的には前述の仮定に合致していたと言うことができる。

## 4. むすび

2-(2)でも言及したように、アーカイブズ記述の国際標準であるISAD(G)は、国内の記述標準 あるいは記述に関する比較的明確な慣習を持った国への適用だけでなく、国内の記述に関する 規則や慣習が発展していない国への適用も意図して制定されたものである。従って、本稿で取 り上げたポルトガルと同様、国際標準への適用は、従来アイテムレベルでの記述の意識しか根 づいておらず、記録史料の階層構造を反映した記述を行っていなかった日本のアーカイブズ界 においても避けては通れない道である。日本においては、階層構造を意識した記述の慣習がな かった分、国際標準の適用に際してポルトガルのような問題は起こりえないかもしれないが、 国際標準への適用を試みる様々なバックグラウンドを抱えた国々の事例を参考にすることが、 今後よりよいアーカイブズ記述環境を整え、日本のアーカイブズ界を発展させていくために必 要であると考える。本稿では取り上げなかったが、筆者の調査が及んだスペインの記述標準に ついても、隣国ポルトガルとはやや異なった記述レベルを定義付けているなど、日本のアーカ イブズ界にとって参照しがいのある事例のひとつである。かつ、国レベルの記述標準に加えて (すべての州ではないが) 州レベルの記述標準が併存する状況は、地方の公立文書館に関する 国家レベルでの法的な規定が存在するポルトガル46)とは対極的であり、国家機関と地方公共団 体の機関に同一種の法律を適用できないながらも、国家機関に適用される「公文書等の管理に 関する法律」に倣って、各地方公共団体で同様の条例を制定する傾向にある、いわば中央集権 と地方分権の「中間的」な性質を持つ日本においては、やはり参考にすべき事例であると言え るであろう。

本稿では、アーカイブズ記述の中の記述レベルという非常に狭いテーマの範囲にとどまってしまった。国際標準の適用によって記述に関する従来の慣習の中で影響を受けたことを最も明確に提示することのできる項目が記述レベルであったとはいえ、ポルトガルにおけるアーカイブズ記述関係の現状を全般的に検証していくことによって、日本のアーカイブズ界においても参考になりうる特徴が見出せるかもしれない。ただし、ポルトガルにおける規則や慣習が本来ポルトガルのアーカイブズ事情を反映した内容になっているのは当然のことであるため、参考になるか否かというある種の「経済性」を追求するだけでは、可能性を狭めアーカイブズ記述

<sup>46)</sup> ポルトガル政府アーカイブズ統括部のウェブサイト内の次のページを参照。 <a href="http://dgarq.gov.pt/dgarq/transparencia-administrativa/legislacao/">http://dgarq.gov.pt/dgarq/transparencia-administrativa/legislacao/</a> (アクセス日: 2013年9月14日)

# 国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第10号 (通巻第45号)

の環境を向上させるには至らないであろう。今後、あらゆる国や地域のアーカイブズ事情を検 証、考察する研究成果が蓄積されていくことを願って止まない。